

10-2
43

標準義務教育費に関する法律案要旨

義務教育の重要性に基き、義務教育費について、この法律に定める基準によつて算出された標準義務教育費を各都道府県及び市町村の義務支出とし、この額を保障出来るような地方財政平衡交付金の配分が行われるようにする。

- 二 標準義務教育費は、小学校を中心として児童一人当りの標準単価を定め、それぞれ各都道府県及び市町村の児童生徒数（中学校、盲学校及びろう学校では生徒数に一定の倍率を乗じて小学校の児童数に換算する。これを標準生徒単位数と称している。）を乗じ、更に生計費等を考慮した地域別係数に乗じて算出する。この場合、小さな市町村については、特に不利な事態が生じないように特別の考慮を拂う。
- 三 文部大臣は、各都道府県及び市町村の義務支出にかかる標準教育費の見積を、市町村の分については都道府県の教育委員会を通じて取り纏め、これらを精査して地方財政委員会と連絡する。

四 教員給の負担については、当分の間、なお従来通り都道府県の負担とする。

天野 95

25.2.10
13

X
43

